

件名	亀山市議会基本条例の一部を改正する条例	議会事務局 議事調査室
----	---------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

亀山市議会基本条例では、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件として、現在「亀山市総合計画条例に規定する基本計画の策定、変更又は廃止」を規定していますが、このたび、数ある分野別計画の中から新たに議会の議決事件に加えるべき計画について議会改革推進会議及び議会改革推進会議検討部会で検討を重ねてきました。

その結果、市の基本構想及び都市計画の方針に即して策定される「都市マスタープラン」は、特に重要な計画であることから、その策定、変更又は廃止について、議会の議決事件とするため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定により定める都市計画に関する基本的な方針（都市マスタープラン）の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止を議会の議決事件に追加します。

＜第13条関係＞

3 その他

施行日は、公布の日とします。

（参考）

都市計画法

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。